

令和7年度地方税制改正等に関する 地方財政審議会意見

令和6年 11 月 26 日

地 方 財 政 審 議 会

はじめに.....	1
第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方	3
1 経済社会の構造変化を踏まえた地方税制のあるべき姿	3
（1）経済社会の構造変化.....	3
（2）地方税制のあるべき姿.....	4
第二 令和7年度地方税制改正等への対応	6
1 個人住民税.....	6
（1）扶養控除の見直し等.....	6
（2）ふるさと納税.....	7
（3）道府県民税利子割の税収帰属の適正化	8
2 地方法人課税.....	9
（1）国際課税原則の見直しに伴う対応	9
（2）地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）	10
3 固定資産税.....	11
（1）税負担軽減措置等のあり方	11
（2）家屋の附帯設備に係る課税関係の明確化	12
4 車体課税.....	13
5 地方たばこ税.....	14
6 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進	15
（1）地方税関係通知のデジタル化	16
（2）国税・他機関との情報連携.....	16
（3）基幹税務システムの標準化.....	16
（4）マイナンバーの紐付け及び副本登録の徹底	16
7 その他の諸課題.....	17
（1）信頼性の高い地方税務行政の確保	17
（2）森林環境税・森林環境譲与税	18
（3）法定外税.....	18
おわりに.....	20

令和 7 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

令和 6 年 11 月 26 日
地 方 財 政 審 議 会

当審議会は、令和 7 年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

我が国の財政は、高齢化の進展による社会保障関係費の増加をはじめ、歳出が一貫して伸び続けており、特に近年は新型コロナウイルス感染症や物価高騰等に対してこれまでにない規模の補正予算により対応してきたことから歳出が拡大した。歳出の増加に対し、歳入は経済成長の停滞等が影響して税収の伸びは見合っておらず、税収では賄いきれない分の多くを借金である公債の発行で賄う状況であり、公的債務残高の累増が続いている。

また、地方財政においても、デフレの長期化に伴う税収の落込みや景気対策等の国の施策への対応、社会保障関係費の増加等を背景に、継続して財源不足が生じている。目下の税収は回復基調にあり、地方の債務残高は緩やかに減少しているものの、引き続き 180 兆円程度の規模で推移している。

近年、人口減少・少子高齢化の進展や東京圏への一極集中のほか、働き方やライフコースの多様化、経済のグローバル化・デジタル化、脱炭

素に向けた動きなど、経済社会の構造変化は急速に進んでおり、その対応は地方団体においても喫緊の課題となっている。

地方団体が、経済社会の構造変化に柔軟かつ的確に対応し、住民生活に身近なサービスを安定的、持続的に提供した上で、それぞれの地域の実情に応じて、創意工夫を凝らしながら活力ある地域社会を構築していくためには、持続可能な、確固たる税財政基盤の構築が不可欠である。

このため、今後の地方税制を検討するに際しては、これまでの税制改正議論も踏まえ、地方団体が提供する住民生活に密着した行政サービスを支える地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を図らなければならない。

当審議会においては、このような認識の下に、令和7年度地方税制改正等に関する意見をまとめたところである。

第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方

1 経済社会の構造変化を踏まえた地方税制のあるべき姿

(1) 経済社会の構造変化

我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行しており、人口構成や社会構造の変化に伴う経済社会の担い手の不足、経済規模の縮小等が懸念されている。

国立社会保障・人口問題研究所が 2023 年 4 月に公表した「日本の将来推計人口（令和 5 年推計）」では、2070 年には総人口が 8,700 万人に減少するなど、人口減少が将来にわたって続くと推計されている。また、出生の動向を見ても、2023 年の出生数は 72 万 7,288 人で、統計開始以来、最少の数字となり、合計特殊出生率も 1.20 と過去最低となっている。

これまでも各地方団体において地方創生の様々な取組が行われており、一定の成果は上がっているものの、国全体で見ると人口減少や東京圏への一極集中などの大きな流れを変えるには至っておらず、地方の過疎化や地域産業の衰退、さらには首都直下地震等の大規模災害への対応等が一段と大きな課題となっている。

また、共働き世帯の増加や世帯構成の変化、転職市場の発展や副業・兼業の解禁等を背景に、非正規雇用者や雇用者でないにもかかわらず、使用従属性が高い働き方をする者（フリーランス）の数が増加するなど個人の働き方や収入のあり方、人々のライフコースが多様化している。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響等によりオンライン取引がさらに盛んになるなど経済のデジタル化の動きが一層加速化するとともに、社会全体でデジタルトランスフォーメーション（DX）が進展している。

さらには、近年、「2050 年カーボンニュートラル」の達成を目指すとともに、エネルギーの安定供給を確保するため、官民一体となってグリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けた取組が進められており、今後、産業構造を含めた経済社会が大きく変容していくことが想定される。

我が国の経済はコロナ禍を乗り越えるとともに、デフレ脱却が視野に入り、緩やかに回復しつつあり、直近の令和5年度地方税収入の決算見込額は約 45.7 兆円と、税収規模としては過去最高となっている。しかしながら、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。中東地域をめぐる情勢や金融資本市場の変動等の影響等もあり、引き続き経済動向を注視していく必要がある。

経済社会構造の変化は、地方税制にも大きな影響を及ぼすと考えられるが、住民生活に密着した行政サービスを支える地方税収を引き続き安定的に確保するため、中長期的な視点から税制のあり方について検討を行うとともに、新たな課題に対しては時宜に応じた対応を行うことが必要である。

（２）地方税制のあるべき姿

租税の最も基本的な機能は、公的サービスを提供するための資金を調達することである。そして、租税は広く「公平」に分かち合うことが最も重要である。個人や企業の選択を歪めないよう「中立」であることや、「簡素」で納税者が理解しやすい仕組みであることも必要である。

地方団体は、福祉、教育をはじめ、道路等の社会資本整備など、住民生活に密着した行政サービスを提供しており、こうした地域の行政サービスの提供に必要な費用を、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の基本的考え方である。

地域社会の共通の経費については、その地域の地方団体からの受益を受ける者が、広くその能力に応じて地方税の負担を分かち合うことが重要であり、こうした地域住民による負担分任という性格を持つ地方税に

は、地方団体が提供する行政サービスから受ける便益に応じて地域住民が税負担を行う応益課税の考え方がより求められる。

先述のような経済社会構造の変化に加え、自然災害が激甚化・頻発化するなど、地方団体が対応しなければならない課題や果たすべき役割が増加している中で、持続可能な地方税財政基盤を構築するためには、地方税の充実確保を図っていくことが必要である。

一方、地方税の充実確保に伴って生じる地域間の財政力格差の拡大は、地方税の充実をさらに進める上で阻害要因となる。このため、地方税は税収が地域的に偏在することなく、普遍的に存在するとともに、景気変動に左右されず、安定していることが求められる。

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定。以下、「骨太の方針」という。）や令和6年度与党税制改正大綱においても、「東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む」こととされた。

引き続き、経済社会の構造変化を把握するとともに、地方税源の偏在の度合いや地域間の財政力格差の状況等について、原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組むことが重要である。

なお、先般、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「いわゆる『103万円の壁』については、令和7年度税制改正の中で議論し引き上げる」ことなどとされた。これを受けて、現在、個人所得課税における基礎控除のあり方等について議論が行われているが、このうち特に個人住民税については、地域社会の費用の負担を住民がその能力に応じて広く分かち合うといった基本的な性格や、地方の財政に与える影響等に十分配慮した上で、地方団体の声も聞きながら丁寧な議論を行うことが必要である。

第二 令和7年度地方税制改正等への対応

『第一 今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方』を踏まえ、令和7年度地方税制改正の主な項目等について、以下、当審議会としての意見を申し上げることとする。

1 個人住民税

(1) 扶養控除の見直し等

個人住民税における扶養控除については、児童手当の所得制限撤廃や支給期間の高校生年代までの延長に伴い、令和6年度与党税制改正大綱において見直しの方針が示されている。

具体的には、

- ・ 16歳から18歳までの扶養控除について、現行の一般部分（地方税33万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（地方税12万円）を復元し、高校生年代に支給される児童手当と合わせ、全ての子育て世帯に対する実質的な支援を拡充しつつ、所得階層間の支援の平準化を図ることを目指す。
- ・ さらに、扶養控除の見直しにより税額等が変化することで、所得税又は個人住民税におけるこれらの金額等を給付等の基準として活用している社会保障制度や教育等の給付や負担の水準に関して不利益が生じないように、独自に事業を実施している地方団体においても適切な措置が講じられるようにする必要がある。
- ・ 令和7年度税制改正において、これらの状況等を確認することを前提に、令和9年度分以降の個人住民税の適用について結論を得る。とされたところであり、同大綱で示された内容に沿って、扶養控除の見直し等を行うべきである。

（２）ふるさと納税

ふるさと納税は、ふるさとやお世話になった地方団体への感謝の気持ちを伝え、税の使い道を自らの意思で決めることを可能とするものとして創設された制度である。

令和５年度には１兆１,１７５億円のふるさと納税が行われ、初めて１兆円の大台を超えるとともに、ふるさと納税制度に係る控除適用者数も初めて１千万人を超えた。利用者数及び寄附総額の増加に伴い、全国の地方団体では、地場産品である返礼品の提供を通じ、新たな地域資源の発掘や雇用の創出、ひいては地域経済の活性化にもつながっている。また、近年では、ふるさと納税を活用した被災地への支援や、クラウドファンディング型（子育て支援など地域の政策課題の解決のため、寄附金の使い道や目標金額等をあらかじめ明示して募集する手法）のふるさと納税といった制度の趣旨に沿った取組のほか、寄附先を直接訪れる体験・交流型の返礼品など特色ある取組も全国各地で見られる。

一方、ふるさと納税は、地方税法等に基づき、個人住民税を用いた公的な仕組みとして位置付けられ、いわゆるインターネット通販とは性格が異なるものである。これまで、過度な返礼品競争等を背景に、制度本来の趣旨に沿った適正な運用を図るため、総務大臣による指定制度が導入され、返礼品に係る返礼割合３割以下基準や地場産品基準、ふるさと納税の募集に係る募集適正基準を法令で定めるなどの措置が講じられてきた。本年６月には、募集適正基準が見直され、令和７年１０月以降、地方団体が、ポイント等を付与するポータルサイト等を通じて寄附を募集することを禁止することとされたが、今回の見直しについては、ポータルサイト運営事業者等によるポイント付与率に係る競争が過熱化することは、制度本来の趣旨を踏まえると、寄附の募集のあり方として適正なものとはいえないことから実施されたものである。

ふるさと納税については、今後とも、全国の地方団体や納税者等の理解を得つつ、制度の趣旨に即して適正に運用されるべきであり、必要に応じて関係者に対する意見聴取や実態把握を行いながら、制度のあり方や各基準の見直し等について不断に検討することが重要である。

併せて、地方団体においては、納税者から幅広く共感を得られるよう、ふるさと納税の募集にあたって、その使途について創意工夫を凝らすとともに、実際に寄附金を活用した事業やその成果を積極的に公表すべきである。

さらに、地方団体における返礼品の提供にあたっては、事前に国と地方団体の間で、地場産品基準等への適合性を確認することが求められるが、ふるさと納税制度の利用者数及び寄附総額の増加が続く中、返礼品数も増加し、現在では全国で約100万品目に及ぶ。そのため、国及び地方団体の事務負担の軽減や地方団体における返礼品提供の円滑化を図る観点から、確認事務の効率化やシステム化に向けた検討を行うべきである。

（３）道府県民税利子割の税収帰属の適正化

個人住民税は、基本的に住所地の地方団体が課税することとされているが、個人住民税のうち道府県民税利子割（利子割）については、住所地課税の例外として、金融機関の口座所在地の都道府県が課税することとされている。これは、利子割の制度創設時（昭和 63 年度）においては、預金は日常生活に密着したものであり、預金者の住所地に近い金融機関に口座開設されることが一般的であったため、納税者たる預金者の住所地（納税者住所地）と金融機関の口座所在地（金融機関所在地）が都道府県単位で一致しない状況は多くないと考えられていたこと、金融機関の事務負担等に配慮したことによるものである。

しかし、近年のデジタル化の進展に伴って、インターネット銀行等が伸長したことなどにより、制度創設時には想定していなかった形¹で、納税者住所地と金融機関所在地の都道府県単位での乖離が拡大し、税収帰属のあり方にも影響を及ぼす状況となっている。

住所地課税の例外である利子割については、インターネット銀行等の伸長など金融機関を取り巻く経済社会の構造変化により、あるべき税収

¹ 対面の店舗を持たず、インターネット上での取引を中心として営業しているため、利子割については預金者の住所地にかかわらず、本店などの口座所在地都道府県に納付されることとなる。

帰属との乖離が拡大していると考えられることから、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討すべきである。その際、地方団体の意見を踏まえるとともに、金融機関の事務負担にも配慮することが必要である。

2 地方法人課税

(1) 国際課税原則の見直しに伴う対応

国際課税については、経済のグローバル化・デジタル化の進展により、国際課税原則（「恒久的施設（PE：Permanent Establishment）なければ課税なし」等）が適切に機能せず、市場国で公平な課税を行えないといった問題が生じている。また、過度な法人税の引下げ競争により各国の法人税収基盤が弱体化するとともに、企業間の公平な競争条件が阻害されるといった状況が生じている。

こうした国際課税上の課題に対応するため、令和3年10月、OECD/G20「BEPS²包摂的枠組み」において、国際的な合意がまとめられた。その合意内容としては、第1の柱は、従来の国際課税原則を見直し、売上高に応じて市場国に対して新たな課税権を配分するものである。また、第2の柱は、「底辺への競争」といわれる法人税の引下げ競争を防止するため、各国に対してグローバル・ミニマム課税の導入を認めるものである。

第2の柱については、令和4年度の地方法人課税に関する検討会中間整理において、

- ・ IIR³及びUTPR⁴は、外国に所在する法人が稼得する国外源泉所得に対して課税する仕組みであり、応益性の観点も勘案すると、国税である法人税・地方法人税と異なり、この仕組みの中で地方の課税権が成り立つとするのは難しいと考えられる。
- ・ QDMTT⁵は、国内立地企業が稼得する国内源泉所得に対して課税する仕組みであること、また、日本において実効税率を押し下げる要因として国税の租税特別措置の税額控除や地方税の税負担軽減措置等が

² Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転

³ Income Inclusion Rule：所得合算ルール

⁴ Undertaxed Payment Rule：軽課税所得ルール

⁵ Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：国内ミニマム課税

考えられることを踏まえ、地方団体に一定の課税権の配分が認められるのではないかと。なお、QDMTT に係る地方の課税権のあり方を検討するにあたっては、実効税率が 15% を下回るケースはほとんどなく概ね税収を生じないと見込まれることなどを勘案しつつ、できる限り簡素な徴収・配分制度とすることが適切ではないか。

とされ、令和 5 年度税制改正において、これに沿った整理が行われた。

一方、第 1 の柱については、令和 6 年度与党税制改正大綱において、「今後策定される多数国間条約等の規定を基に、わが国が市場国として新たに配分される課税権に係る課税のあり方、地方公共団体に対して課税権が認められることとなる場合の課税のあり方、条約上求められる二重課税除去のあり方等について、国・地方の法人課税制度を念頭に置いて検討する。」とされており、引き続き、OECD における議論の状況を注視し、地方税の対応について検討していく必要がある。

(2) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

地方創生応援税制は、志ある企業が寄附を通じて地方創生の取組を応援するものであり、企業と地方団体の連携を強化するための支援策として効果的なものである。また、企業が地方創生の推進に寄与することは、企業価値の向上にもつながると期待される。

平成 28 年度に創設されて以来、本税制を活用して移住・定住や人材育成・確保などの事業を促進する優れた事例が出てきている。令和 2 年度からは、税額控除割合の引上げや手続きの簡素化等の見直しが行われたほか、本税制を活用して専門的知識・ノウハウを有する企業の人材を地方団体等に派遣する人材派遣型も創設され、近年では寄附件数・額が大きく増加し、令和 5 年度には、約 1 万 4,000 件・470 億円の寄附が行われた。

今年度からは、大規模な地方創生策を講ずるため、内閣に、新しい地方経済・生活環境創生本部が設置されたところであり、今年度末に適用期限が到来する本税制についても延長を求める要望が関係省庁から出されている。

一方で、本税制については、寄附金を活用した事業について、地方自治法第 100 条に基づくいわゆる百条委員会が設置され、調査が行われた事案も生じている。骨太の方針においても、これまでの取組状況等を総合的に検証するとともに、今後の本制度のあり方を検討するとされたところである。

本税制については、引き続き地方創生の推進に寄与することが期待されるが、延長にあたっては、その前提として、広く国民や他の地方団体から理解を得られるような制度設計とする必要があり、本来の趣旨に沿った適正な活用が行われるよう、これまでの取組状況等を検証し、必要な見直しを行うべきである。

3 固定資産税

(1) 税負担軽減措置等のあり方

固定資産税は、固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村の行政サービスとの間に存する受益関係に着目した財産税であり、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とした、税収の変動が比較的小さい市町村の基幹税目である。

固定資産税は、より規模の小さい市町村ほど税収に占める割合が高く、貴重な財源となっており、人口減少・少子高齢化社会において、社会保障や子育て支援等、今後増大が見込まれる市町村の財政需要を支えるため、固定資産税の安定的な確保がますます重要となっている。

このように固定資産税が市町村の基幹税目であることを踏まえれば、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、真に必要な場合に限るべきである。特に、特定業種の事業者を支援するための税負担軽減措置等は税負担の公平性の観点から厳に慎むべきである。期限切れを迎えるものをはじめ、税負担軽減措置等は、EBPM の観点も踏まえ、その政策的・効果等を十分に検証した上で、不断の見直しを行わなければならない。

令和 6 年度末で期限切れを迎える中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特

例措置は、令和５年度与党税制改正大綱において２年間の時限的措置として創設されたものである。このような臨時の措置については、固定資産税が市町村の基幹税目であることを踏まえれば、期限の到来をもって終了すべきである。

（２）家屋の附帯設備に係る課税関係の明確化

固定資産税は、固定資産の所有者を納税義務者とする所有者課税の原則を採用しており、家屋の所有者以外の者が家屋の附帯設備を取り付けた場合には、民法の不動産の付合の規定に則り、当該附帯設備の所有者、すなわち当該附帯設備に係る固定資産税の納税義務者が確定される。

しかし、テナント事業者等が入居期間中に附帯設備を取り付け、契約期間満了時には原状回復を行う賃貸借事例が一般化する中で、当該附帯設備の課税にあたり、課税現場における民法上の付合の有無の判断が難しいことが課題とされていた。

これを踏まえ、平成１６年度税制改正において、当該附帯設備を取り付けた者をもって所有者とみなし、当該附帯設備のうち家屋に属する部分は償却資産とみなして固定資産税を課する「みなし償却資産課税制度」が創設された。

一方で、制度創設から２０年が経過し、みなし償却資産課税制度の適用範囲が当初想定していた以上に拡大しており、給排水設備・ガス設備の主管やエレベーター等の運搬設備等、通常事後的な取り付け・取り外しには家屋の毀損を伴い、家屋と一体的に整備すると想定される附帯設備までもが適用対象とされている例がある。家屋と償却資産では、減価の期間が異なることから、本来家屋として課税されるべきもののまで償却資産として課税されていることは、税負担の公平性の観点からも問題である。

そのため、附帯設備のうち家屋として課税すべきものの範囲を法令上明確化することにより、税負担の公平性を担保することを検討すべきである。

4 車体課税

令和6年度与党税制改正大綱では、今後の自動車関係諸税の見直しについて、日本の自動車戦略や「2050年カーボンニュートラル」目標への貢献、インフラの維持管理等の必要性などを踏まえつつ、国・地方を通じた財源の安定的な確保を前提に、中長期的な視点に立って検討を行うこととされている。

現在の車体課税の体系は、取得、保有、走行の各段階において総合的な課税を行うことで、全体を通じて適正な税負担の実現を目指すものであり、車体課税の税収約2.7兆円のうち地方財源は約2.3兆円にのぼり、地方にとって貴重な財源となっている。

このうち、自動車税・軽自動車税種別割は、「財産税的性格」と「道路損傷負担金的性格」を併せ持つ税である。これらを表す課税の基準として、総排気量（乗用車）や最大積載量（トラック）等を用いている。

また、令和元年度に導入された自動車税・軽自動車税環境性能割は、自動車がもたらすCO₂排出、道路の損傷、交通事故、公害、騒音などの様々な社会コストにかかる行政需要に着目した原因者負担金的性格を有している。そして、CO₂排出量の少ない自動車等の一層の普及に向け環境インセンティブを最大化する政策的意図に基づいて、自動車の環境性能に応じて税率を決定する仕組みとして設計されている。

自動車を取り巻く近年の動きとして、自動車業界はCASE⁶に代表される大変革に直面しており、世界的な脱炭素の動きを受けた電動車の普及や、保有から利用へのシフトは、減少傾向にある車体課税や燃料課税の税収に更なる影響を与えることが考えられる。

他方、現時点でも、地方における自動車に係る行政サービスの規模が自動車ユーザーの税負担を大きく上回っている状況であり⁷、今後、道路や橋りょう、トンネルなどの社会資本の維持管理・更新費が一層増加す

⁶ CASE：Connected（IoT化・ツナガル化）、Automated（自動化）、Shared & Service（保有から利用への移行・利活用）、Electrified（電動化）

⁷ 令和4年度決算ベースで、全国の地方団体における自動車関係諸税の税収は約3.4兆円である一方、道路の新設・維持補修や交通安全対策等の自動車に関する行政サービスに要する費用は約5.7兆円となっている。

る見込みであることに加え⁸、自動車の電動化や自動運転の普及等に対応した新たなインフラ整備の必要性も指摘されている。

また、自動車ユーザーの税負担水準については、車体課税だけでなく、燃料課税や消費税も含めた自動車に係る負担全体の水準を見ると、欧州諸国と比較して必ずしも高くない。

これらの観点や応益課税の原則を踏まえれば、地方にとって極めて重要な財源である車体課税の税収が、今後も中長期的に安定的に確保されるよう、必要な制度の見直しを行うことが不可欠である。

特に、自動車税種別割においては、エンジンを持たず総排気量の値がない電気自動車等につき、一律に最低税率⁹を適用している。一方で、昨今、電気自動車等については、高額な車種が増加しており、税負担の公平性等の観点から課題がある。こうした状況に鑑み、電気自動車等について、種別割の課税趣旨を適切に踏まえ、財産的価値や道路損傷その他の車両から生じる影響を適切に反映した新たな課税の基準及び税率等につき、早期に検討を進めることが必要と考えられる。

5 地方たばこ税

地方たばこ税は、税源の偏在性が小さく、令和4年度決算で約1兆円の税収があるなど、地域の実情に応じた様々な施策の経費に充当される貴重な一般財源である。

令和5年度税制改正において、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の一つとして国のたばこ税の税率を引き上げる方針が決定された。税率を引き上げた場合、たばこ需要が減少するとされることから、地方たばこ税の一部を目的税化することも念頭に置きつつ分煙施設の着実な整備を求める声がある。

⁸ 「国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計」（平成30年11月国土交通省）では、令和30年度の社会資本の維持管理・更新費（平成30年度：約5.2兆円）について、事後保全を基本とする試算として最大約12.3兆円、予防保全を基本とする推計として最大約6.5兆円になると見込まれている。

⁹ 25,000円／年

もとより、望まない受動喫煙の防止を趣旨とした健康増進法の改正により、多数の者が利用する一定の施設等については喫煙が禁止されるとともに、国及び地方団体は、望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備等を推進するよう努めなければならないこととされている。

駅前や商店街など喫煙が禁止されていない区域における望まない受動喫煙の防止に必要な環境の整備としては、地方団体だけでなく民間事業者等によるものも含めた分煙施設の整備が有効であり、地方団体による整備経費や民間事業者等による整備に対する助成経費については特別交付税措置が講じられている。このように、地域の実情に応じた財政需要に対応する仕組みが整っていることを踏まえ、地方たばこ税は一般財源としての現行制度を維持することが適当である。

望まない受動喫煙の防止のため、分煙施設の整備は重要な取組である。また、その取組は、貴重な一般財源である地方たばこ税収の継続的かつ安定的な確保にも資するものである。このため、地方団体は積極的に分煙施設を整備していくことが求められる。

6 地方税務手続のデジタル化・効率化の推進

地方税務手続については、社会や技術の変化に対応し、納税者にとって最も便宜な方法であって、かつ、課税当局の徴税費を最小化することが重要である。

これまで、法令上の全ての申告・申請等、納付手続を対象として、実務的な準備が整ったものから順次、eLTAXでの対応を拡大させてきた。

電子納付の実績として、地方税統一QRコード(eL-QR)の導入により、令和5年度のeLTAXを利用した納付件数は、前年度比で約6.7倍と大幅に増加しており、納税者の利便性向上及び金融機関・地方団体における地方税収納事務の負担軽減につながっている。

今後は、地方税関係通知のデジタル化を進め、地方税務手続の「デジタル完結」を目指していくべきである。

（１）地方税関係通知のデジタル化

地方税関係通知のうち、まず納税通知書等について、納税者の求めに応じて、eLTAX を経由して電子的に副本を送付できる仕組みを導入すべきである。

その際、現在、ほぼ全ての地方団体が eL-QR に対応している固定資産税・都市計画税・自動車税種別割・軽自動車税種別割の納税通知書等から導入を検討すべきである。

（２）国税・他機関との情報連携

eLTAX 及び e-Tax の次期更改を見据えて、eLTAX やマイナンバーの活用等を通じて、国税当局や地方団体間、他の行政機関等との連携対象情報の更なる範囲拡大を検討するとともに、国税・地方税当局間での照会業務のデジタル化についても併せて検討し、行政機関の事務効率化に努めることも重要である。

（３）基幹税務システムの標準化

地方税務システムの標準化について、地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、各地方団体は、原則、令和 7 年度末までに標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できることを目指し移行作業を進めている一方で、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムを有する地方団体の状況も把握されてきており、その財政負担にも配慮しながら、関係省庁と連携の上、必要な支援を行っていくことが求められる。

（４）マイナンバーの紐付け及び副本登録の徹底

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化を進め、より公平・公正な社会を実現するためのデジタル社会の基盤である。

地方税の分野においては、個人住民税を中心に、マイナンバーを用いた情報の名寄せ等が可能となっているほか、マイナンバー制度における

情報連携の下で、課税情報が社会保障分野においても幅広く活用されている。

そのため、各市区町村は、課税情報をマイナンバーと適切かつ速やかに紐付け、自治体中間サーバーに副本データベースとして登録するとともに、その正確性を確保することが必要である。しかしながら、特に住民登録外課税に関しては、対象者の約2割について、これらの事務が適切に実施されていない状況となっており、確実な紐付け等の実施が求められる。

7 その他の諸課題

(1) 信頼性の高い地方税務行政の確保

地方税は、地方団体が住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担うために必要不可欠な財源であり、地方団体は公平かつ公正、迅速かつ正確に地方税の賦課徴収を行うとともに、納税者に対し、適切にその説明責任を果たすことが求められる。

近年の事業・取引形態の多様化・複雑化や国際化の進展等に伴い、税務行政の現場では複雑かつ困難な事案が増加する一方、地方団体の税務職員数は減少傾向にある中で、経験豊富な税務職員の確保も次第に困難となりつつある。

信頼性の高い地方税務行政には、高度な専門的知識や豊富な経験を有する職員の育成・確保が必要不可欠であることから、総務省においては引き続き、自治大学校などを活用した専門的な研修等の充実を図るとともに、各地方団体においても研修機会の積極的な確保や適切な人事行政を通じ、専門性の高い人材の育成・確保のための工夫が求められる。

また、課税誤りの防止や賦課徴収業務の効率化・省力化等の観点から、ICTやAIの活用を含む地方税務行政のDXを推進することも重要であり、総務省としても先進事例の紹介等を通じ、地方団体の取組を支援すべきである。

（２）森林環境税・森林環境譲与税

森林環境税及び森林環境譲与税は、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要となる地方財源を安定的に確保する観点から創設された。

その意義は、国民一人一人が等しく負担を分かち合い、地球温暖化防止、災害防止等の重要な役割を担う森林を支えるところにある。

森林環境譲与税は、令和６年度からの課税に先行して令和元年度から地方団体に譲与されてきた。各年度の活用率は年々高まってきており、今後とも地域の実情に応じて森林整備、人材育成、木材利用・普及啓発等の取組を一層促進していくことが必要である。

また、令和６年度から森林環境税の賦課徴収が開始されたことに伴い、国民からの関心も高まっており、今後の円滑な賦課徴収のためにも、森林環境税等の意義や重要性を踏まえ、こうした取組の実績や効果、活用計画等について十分な説明責任を引き続き果たしていくべきである。

（３）法定外税

法定外税は、超過課税等とともに、地方団体の課税自主権の尊重の観点から認められているものである。平成１２年に、地方分権推進の一環として、地方団体の課税の選択の幅の拡大などの観点から制度改正が行われた。法定外普通税については、許可制が同意を要する協議制に改められ、税源の所在や財政需要に関する事項が法律上の要件からは外されるとともに、新たに法定外目的税の制度が創設されている。

地方団体においては、このような制度改正の趣旨を踏まえ、課税自主権の積極的な活用が検討されてきた。平成１２年に１８団体１８件だった法定外税は、令和６年４月には５５団体６７件と増加している。特に近年は、新型コロナウイルス感染症の影響の縮小に伴う旅行客の回復等を受け、宿泊税の導入・検討を行う団体が増加している。

法定外税の創設にあたっては、地方団体において、税に対する信頼を確保するよう十分な検討が行われることが重要である。特に、法定外税

の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないか、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法や課税を行う期間等についても、十分な検討が必要である。

これに加え、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮すべきである。

また、地方税法の規定により地方議会において特定納税義務者から意見聴取を行うこととしている趣旨を十分に踏まえ、地方団体は、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行わなければならない。特に、特定かつ少数の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要である。

総務省においては、法定外税の制度の意義とともに、以上のような留意点等を踏まえ、地方団体との協議を丁寧に行う必要がある。また、法定外税を活用しようとする地方団体に対しても、これらのことに係る情報提供などの支援に引き続き取り組むべきである。

おわりに

経済社会の構造変化が進み、社会保障、教育、社会資本整備をはじめ、住民に身近な行政サービスを担う地方団体の役割は一層高まっている。地方団体が、急速に進む経済社会の構造変化に柔軟かつ的確に対応し、人々の生活に必要なサービスを安定的に提供していくことが、持続可能な地域社会の実現につながる。

地方団体が、それぞれの地域が直面する課題に対し、地域の実情に応じた施策を自主的・自立的に展開していくためには、当審議会がこれまで提言してきたように、持続可能な地方税財政基盤を確立する観点から、地方団体の活動の基盤となる財源として地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを実現していくことが重要である。

さらに、地方団体は、地方税の意義や使い途などについて積極的に地域住民に説明し、地方税への理解を醸成していくことが求められる。

今後の地方税制の改正にあたっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税制のあるべき姿が実現するよう期待する。